

最近、北海道においても札幌市の「SAPICA」やJR北海道の「Kitaca」のようなICカードが普及し、共通ウィズユーカードの廃止に伴い、ICカードを事業所で利用する機会も増えてきています。

今回は、このICカードの処理上のポイントをご紹介します。

従来の処理と異なる点

従来の「ウィズユーカード」と「SAPICA」などのICカードには、下記のような違いがあります。

	ウィズユーカード	ICカード
① 物品購入	×	○
② 使用履歴	○(裏面)	○(券売機)
③ デポジット(預け金)	×	○

① 物品の購入

ICカードを利用することで、地下鉄やバスの公共交通機関だけではなく、札幌市内での住民票などの取得、またはコンビニでの物品購入、飲食店での支払も可能となりました。

つまり、利便性が向上している一方、**従業員へICカードを預けた際には、その管理が重要**となります。例えば、**私物購入やプライベートでの使用など、私的利用という危険性も併せ持っています。**

② 使用履歴の印字

これまでのウィズユーカードは公共交通機関での利用に限られ、使用履歴も裏面に記載されていました。ICカードでは、カード自体には印字されませんが、**駅の券売機等にて使用履歴を出力することが可能**となっています。

③ デポジットの処理

ICカード購入時、使い捨て防止の観点から、500円のデポジットを支払います。この500円は、解約(払戻)時に返金されるため、**経費にはならず、「預け金」勘定に計上**することとなります。

税務調査時に指摘を受けないために

適切な経理処理をするため、従業員の私的利用を防止するため、**定期的に使用履歴を取得する**などの社内ルールを定めることが求められます。この履歴から使用内容を確認し、「旅費交通費」「消耗品費」等の各勘定科目へ計上します。また、期末においては「**カード残高=前渡金**」となるため、税務調査においても根拠を示す資料として提示することが出来ます。

なお、**物品の購入の際には、レシートなどの内容が分かる書類も同時に保管**する必要があります。

また、ICカードを従業員に預けたままにした場合、利用方法が多岐にわたるため、従業員が私的利用する可能性も否めません。万が一、このようなことが税務調査で発覚した場合、従業員個人への給与として課税されます。

このような指摘を受けないためにも、**使用履歴を取得することで使用内容を確認する、カード残高を最低でも月に一度は確認する**など、社内での使用ルールを定めて順守する必要があります。